

土田病院

「身体的拘束最小化」

指針(マニュアル)

2025年6月：作成

# 「身体的拘束」とは？

- 「身体的拘束」とは「抑制帯等、患者の身体又は衣類に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限」と定義されてきた

# 「身体的拘束」とは？

- 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 自分で降りられないように、ベッドを柵（壁やサイドレールなど）で囲む
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないよう四肢をひも等で縛る
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を抑制するミトン型の手袋などをつける
- 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト・車椅子テーブルをつける
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る

# 「身体的拘束」とは？

- 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 自分で降りられないように、ベッドを柵（壁やサイドレールなど）で囲む
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないよう四肢をひも等で縛る
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を抑制するミトン型の手袋などをつける
- 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト・車椅子テーブルをつける
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、**向精神薬を過剰に服用させる**
- 自分の意思で開けることのできない**居室等に隔離する**

厚生労働省 「身体拘束ゼロへの手引き(2001年3月)」より

# 「身体的拘束」とは？

- 「抑制帯等、患者の身体又は衣類に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限」（⇒狭義の「身体拘束」）
- 疾患の治療のためではなく、患者の行動を制限することを目的に向精神薬等を使用する場合も「身体的拘束」の対象となる
- 自分の意思で開けることのできない居室等への「隔離」も「身体的拘束」の対象となる

# 狭義の「身体拘束」

**2024年8月・土田病院は…**

**「身体拘束ゼロ」**

**を宣言しました！**

# 狭義の「身体拘束」の 3条件

➤土田病院は、狭義の「身体拘束」ゼロ宣言を行ったが、「身体拘束」の3条件は、狭義の「身体拘束」を行う際のみならず、「身体的拘束」全般を実施する際にも検討されることが求められる、重要な条件である

# 狭義の「身体拘束」の 3 条件

## ➤ 切迫性 (Urgency)

利用者本人または他の利用者の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。ただし、切迫性を判断する際には、利用者の日常生活に与える影響を考慮し、他の対応方法がないか検討する必要がある。

## ➤ 非代替性 (No Alternatives)

身体的拘束以外に代替する方法がない場合。すべての支援方法の可能性を検討し、他に代替手法が存在しないことを確認する必要がある。

## ➤ 一時性 (Temporary)

身体的拘束は一時的なものであるべき。必要性がなくなった場合や利用者から使用中止の申し出があった場合、速やかに中止することが重要。

「隔離」

# 「隔離」の要件

- 「隔離」は、患者の症状からみて…
  - ・本人又は周囲の者に危険が及ぶ可能性が著しく高く
  - ・隔離以外の方法ではその危険を回避することが著しく困難であると判断される場合に、その危険を最小限に減らし、患者本人の医療又は保護を図ることを目的として行われるものとする。
- 「隔離」は、当該患者の症状からみて、その医療又は保護を図る上でやむを得ずなされるものであって、制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われるようなことは厳にあってはならないものとする。

# 「隔離」の要件

- 十二時間を超えない隔離については精神保健指定医の判断を要するものではないが、この場合にあってもその**要否の判断は医師によつて行われなければならない**ものとする。
- なお、本人の意思により閉鎖的環境の部屋に入室させることもあり得るが、この場合には**隔離には当たらない**ものとする。  
この場合においては、本人の意思による入室である旨の**書面を得なければならない**ものとする。

# 「隔離」の対象

- 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に著しく悪く影響する場合
- 自殺企図又は自傷行為が切迫している場合
- 他の患者に対する暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められ、他の方法ではこれを防ぎきれない場合
- 急性精神運動興奮等のため、不穏・多動・爆発性などが目立ち、一般の精神病室では医療又は保護を図ることが著しく困難な場合
- 身体的合併症を有する患者について、検査及び処置等のため隔離が必要な場合

# 「隔離」の遵守事項①

- 隔離を行っている閉鎖的環境の部屋に**更に患者を入室させることはあつてはならない**ものとする。また、既に患者が入室している部屋に隔離のため他の患者を入室させることはあつてはならないものとする。
- 隔離を行うに当たっては、当該患者に対して隔離を行う**理由を知らせるよう努めるとともに**、隔離を行つた旨及びその理由並びに隔離を開始した日時及び解除した日時を**診療録に記載する**ものとする。

## 「隔離」の遵守事項②

- 隔離を行っている間においては、定期的な会話等による注意深い臨床的観察と適切な医療及び保護が確保されなければならないものとする。
- 隔離を行っている間においては洗面・入浴・掃除等患者及び部屋の衛生の確保に配慮するものとする。
- 隔離が漫然と行われることがないように、医師は原則として少なくとも毎日一回診察を行うものとする。

身体的拘束最小化委員會  
「設置要綱」

# 「身体的拘束最小化委員会」設置要綱

- 身体的拘束の最小化を目的として身体的拘束最小化委員会を設置する
- 週に1回、ラウンドを実施し、隔離・拘束の実施状況を確認・記録する
- 月に一回、身体的拘束の実施状況を身体的拘束最小化委員会で確認・把握し、身体的拘束の適否を検討する
- 身体的拘束最小化に関する勉強会資料（土田病院10分間勉強会「身体的拘束」）を作成し、年一回職員全体の研修を行う
- 身体的拘束最小化委員会の構成員（医師・看護師・精神保健福祉士・薬剤師・管理栄養士・作業療法士）は、年度ごとに身体的拘束最小化委員会議事録に記載する

# 「身体的拘束最小化」指針の公開

この、土田病院「身体的拘束最小化」指針は、

➤ (職員向け)

院内共有>>土田病院「マニュアル類管理」>>「マニュアル類」管理フォルダ>>身体拘束最少化委員会内にファイルを保存

➤ (外部向け)

土田病院ホームページ

で公開する。